

## 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会 液化石油ガス流通ワーキンググループ（第1回）-議事要旨

日時：平成28年2月5日（金曜日）12時30分～14時30分

場所：経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

### 出席者

橘川座長、大石委員、澤田委員、関口委員、土佐委員、林委員

### オブザーバー

全国LPガス協会 北嶋 会長（代理：内藤専務理事）

日本LPガス協会 増田 会長

エルピーガス振興センター 嘉村 専務理事

国土交通省 土地・建設産業局 不動産業課 川浪 不動産業監視官

### 事務局

風木 資源・燃料部政策課長、佐合 石油流通課長、藤本 ガス市場整備課長、田久保 石油流通課企画官、大本 商務流通保安グループガス安全室長

### 議事概要

事務局から資料8「LPガス業界を巡る諸課題への対応について」を説明後、委員からの主な意見は以下のとおり。

- 料金の透明性にかかわる消費者トラブルを未然に防ぐため、法改正を含めた政策と、業界全体の積極的な取り組みを望む。
- 液石法の規定では、交付書面に基本料金や従量料金の単価の明記、値上げなど、料金の改定をする場合には書面を再交付することが「求められている」だけであり、「義務づけではない」ことから苦情が起きている。書面への必要記載事項の欠如による液石法違反として、当該LPガス販売事業者を指導、または改善命令を行い、社名の公表、悪質な場合には登録の取り消しなど、踏み込んだ対策が必要。
- 不動産仲介業者が集合住宅のオーナー等に確認したLPガス販売事業者を入居予定者に伝え、入居予定者からLPガス販売業者に料金照会が到達するしくみの構築、LPガス販売業者は消費者からの料金照会に応じること、集合住宅に付随するガス消費機器などの費用をガス料金で回収している場合の説明と液石法第14条書面への記載を徹底することは、消費者も事前に料金を確認して契約すべきであることから良いこと。
- LPガスの値上げは、消費者が他のLPガス販売事業者に変更する選択肢を持つためにも、エネルギー間競争がなくても当然に「事前に」消費者に知らされるべき。LPガス販売事業者に対して、料金改定時に消費者への事前通知を求めることには賛成だが、努力規定ではなく一定の準備期間後には、値上げ時の事前通知を未実施のLPガス販売事業者の社名を公表するといった対策も必要。
- 賃貸型集合住宅の入居者はLPガス販売事業者を選べない。入居予定者がLPガス販売事業者がどこなのか、不動産仲介業者やオーナーに問い合わせてもわからないということがある。選択したいという消費者がいるときには、きちんと事前に情報提供をするように賃貸借契約の重要事項説明の中に入れるなどの配慮があってもよいのではないか。
- 賃貸型集合住宅に関して、賃貸借契約の後になって、LPガス料金が知らされていないことを理由に錯誤に陥ってしまったという事実がたくさんなければ立法事実の確認ができないので、法改正はできないと思う。いくつかの法律、手立ての中において谷間になっているということを国土交通省も認識し、できることは行っていく必要がある。
- 無償配管の問題はLPガスだけではない。都市ガス、簡易ガスでもある。エネルギー間競争における事業者間のイコールフットिंगの見地から、他の分野でどうなっているのかをクラリファイし、それを織り込んだ基本的方向性としていただきたい。
- 集合住宅における料金について、入居者やオーナー、管理会社からクレーム・苦情があった場合、それが表面化する前に、苦情を言った部屋だけ料金対応をすることがある。どこかを下げた分、どこかが上がるので、それが料金の不透明性につながっているのではないかと。こういった苦情は氷山の一角。
- LPガス料金の値上げ時の透明化について、LPガス販売業者は検針票、料金表を配布して事前に通知しているが、消費者の方が認識していない、認識できるような書面になっていないことが問題ではないか。料金変更の通知については、文字のポイントや色を変えることで、通常の料金と比較してわかるようにすることが必要ではないか。
- 14条書面も消費者に交付されていないことはない。消費者の側が大事な書面と認識し、取っておく習慣がない。LPガス販売業者に問い合わせるよう伝え、大概は控えがあったということが多い。他方、親の代から何十年も契約している方が持っていない可能性がある。

## 関連リンク

[資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会 液化石油ガス流通ワーキンググループの開催状況](#)

## お問合せ先

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

---

最終更新日：2016年2月9日